

質問回答

NO.	質問	回答
1	弊社は、「令和6年度国立公園における感動体験創出事業」において、豪州や欧州など海外の国立公園地域におけるインタープリテーション実務者等による研修を実施した実績を有しております。具体的には、「来訪者体験の向上に向けたインタープリテーションの有効性」、「海外国立公園におけるインタープリテーション事例」、「サステナブルツーリズム、A Tを実現する上でのインタープリテーション活用の留意点」等を研修テーマとして、同事業の参画事業者や全国の環境省職員に対して実施いたしました。また、日光国立公園那須地域におけるインタープリテーション計画策定支援に従事した実績も有しております。 弊社としては、これら業務を通じて、海外のインタープリテーション実務者や有識者等とのネットワークに加え、海外国立公園のインタープリテーション等に係る政策・制度への理解を含めた各種知見を蓄積しており、当事業での研修講師として弊社職員も登壇し、海外のインタープリテーション事例等を参加者に講義する等の実績もございました。 上記を踏まえ、当該要件に係る実績確認資料として取り扱っていただくことは可能でしょうか。 （以下提出資料） • 「令和6年度感動体験創出事業実施業務」契約書 • 研修資料①：『インタープリテーションとは何か』アドベンチャートラベル有識者／イギリス • 研修資料②：『Experiential Travel Adventures in Japan National Parks』海外講師（Tourism and Strategy Consultant）／オーストラリア（タスマニア国立公園） • 報告書（対象箇所抜粋）	提示いただいた「令和6年度感動体験創出事業実施業務」契約書及び関連資料一式は、契約実績及び業務内容を確認できる資料に該当します。他方、海外の国立公園地域におけるインタープリテーション計画の運用・評価等に関わる調査業務経験を有するかについては、ご提出いただいた書類を審査する過程で判断させていただきます。